

要注目 10月改正
社会保険適用拡大に伴う事前チェックと
従業員への説明の仕方

資料作成：社会保険労務士 佐佐木 由美子

目次

- 1. 改正の概要 1
- 2. 事前チェックと対象企業の取組ステップ..... 1
- 3. 従業員向けの説明の仕方..... 4

要注目 10月改正

社会保険適用拡大に伴う事前チェックと 従業員への説明の仕方

令和4年10月1日から、パートタイマーやアルバイトなど短時間で働く従業員の社会保険について、適用が拡大されます。本稿では、対象企業において今後対応すべき実務ポイントについて解説します。

■ 1. 改正の概要

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。現行では、事業主が同じ適用事業所で、短時間労働者を除く総数が常時500人を超える事業所が対象となっています。

この事業所の規模が、令和4年10月からは従業員数101人以上に、令和6年10月より従業員51人以上の企業まで広がります。さらに、短時間労働者として被保険者となる要件も、**図表1**の通り勤務期間が「継続して1年以上の雇用見込み」から「継続して2カ月を超える雇用見込み」に変更されます。

図表1 短時間労働者における社会保険適用の改正

要件	令和4年9月末まで	令和4年10月改正	令和6年10月改正
事業所の規模	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
労働時間	週所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
勤務期間	継続して1年以上の雇用見込み	継続して2カ月を超える雇用見込み	継続して2カ月を超える雇用見込み
適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

■ 2. 事前チェックと対象企業の取組ステップ

令和4年10月からの改正について、まず、自社が対象企業に該当するか確認しましょう。事業所の規模は、事業主が同一である従業員数101人以上の企業となりますが、「事業主が同一」とは、株式会社や財団法人などの法人事業所で、法人番号が同じ適用事業所を一つとしてみます。例えば、本店にA支社、B支社など複数の事業所がある場合、法人番号が同じであれば従業員を合算します。事業所

ごとでのカウントではありません。なお、個人事業所は、個々の適用事業所で判断します。

そこでポイントとなるのが、従業員のカウント方法です。従業員数は、雇用するすべての人数ではありません。フルタイムと週労働時間がフルタイムの4分の3以上の従業員を合わせた人数、つまり現行の厚生年金保険の被保険者数で判断します。101人を下回る場合、直近1年のうち6か月以上、被保険者数の総数が常時101人以上となった場合に特定適用事業所となります。なお、一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回ることがあっても引き続き適用となる点にご留意ください。

Step 1 加入対象者の把握

対象企業であることを確認したら、次に短時間で働く新たな対象者の把握を行います。具体的には、健康保険・厚生年金保険に加入すべき4分の3基準を満たさない者で、以下の(1)から(4)まですべての要件を満たす場合が対象となります。

《短時間労働者における被保険者資格の取得基準》

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 月額賃金が88,000円以上であること
- (3) 同一の事業所に継続して2か月を超える雇用の見込みがあること
- (4) 学生ではないこと

週の所定労働時間が40時間の企業において、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合に、新たな加入対象となります。ここでいう労働時間とは、契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。なお、契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと思込まれる場合には、3か月目から保険加入とします。

月額賃金については、基本給および諸手当の合計を指し、残業手当や臨時的な賃金等は含みません。また、通勤手当や家族手当など、最低賃金に算入しないことが定められている賃金も含みません。

学生については、昼間学生を対象外としています。休学中や夜間学生については加入対象となるため気をつけましょう。

Step 2 対応方針の検討

今回の改正により、短時間で働く従業員が新たに社会保険に加入することになれば、当然ながら法定福利費が増加しますので、会社の資金繰りにも影響が生じます。加入対象者が多いほどインパクトも大きいことから、会社負担分の社会保険料が継続的にどの程度増えるか、事前に確認をしておくことをお勧めします。

このとき、厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイト

(<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>)にある簡単に社会保険料が試算できるシミュレーターを利用すると便利です。年間における事業主負担分が大体わかります。

こうした試算も参照しながら、経営判断としてパートタイマーの所定労働時間を引き下げ、加入対象としないという方針も考えられます。ただし、本人ときちんと話し合いを行い、同意を得て進めることが重要で、一方的に所定労働時間を引き下げようようなことは不利益変更に当たりますのでご注意ください。

これまで1人で対応していた業務を2人で対応してもらおうとなれば、採用コストが発生しますし一定の教育も必要となります。あるいは、業務の簡素化や効率化を検討する必要も生じてくるでしょう。場合によっては、賞与の削減や昇給の抑制なども検討しなければならないかもしれません。

一方、社会保険加入を契機にこれまで扶養の範囲内で働いていたパートタイマーの労働時間を延長して正社員化するなど、積極策を打ち出すことも考えられます。

Step 3 社内周知

新たに加入対象となるパートタイマーやアルバイトへ、法改正の内容が確実に伝わるように社内周知を行います。この段階では、社会保険の適用拡大が10月から行われることや、新たに加入対象となる人の要件などを簡単に周知するとよいでしょう。案内文の例については後述します。

Step 4 従業員とのコミュニケーション

新たな加入対象者が多数いる場合、加入に向けた説明会を行うことはより良い方法です。ただ、パートタイマーやアルバイトを一堂に会して説明会を開催するのが難しい場合もあります。できる限り個人面談を実施して、丁寧に説明するようにしましょう。

このとき、社会保険の加入メリットについて伝えることも大切です。人によっては、ダブルワーク等で、すでに社会保険に加入しているケースも考えられます。今後の手続きにおいても必要となってくるため、個人面談の際には、他社での就業状況について確認しておきましょう。

また、会社として正社員化の方針等があれば、正社員への転換制度についての説明をし、本人が希望すれば労働時間の延長をするなど、キャリアアップにつながる提案をするのも効果的です。

Step 5 書類の作成・届出

従業員数101人以上500人以下の企業については、令和4年8月までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きます。健康保険組合に加入する事業所については、各健康保険組合の案内に従ってください。

協会けんぽに加入する適用事業所においては、「健康保険・厚生年金保険被保

「被保険者資格取得届」に必要事項を記載して作成します。これまで一般従業員の届出をするのと同じフォームになりますが、「⑩備考」欄において、「3. 短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」に○を付けることにご留意ください（図表2）。70歳以上の人の場合は、同備考欄の「1. 70歳以上被用者該当」にも○を付けます。また、パートを掛け持ちしているなど、ダブルワークで別の適用事業所で被保険者となっている場合は、「2. 二以上事業所勤務者の取得」にも○を付けます。この場合、「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を資格取得日から10日以内に提出する必要があります。10月1日に新たに加入する場合、9月末までには準備を進めて、被保険者資格届を10月5日までに届け出るようにします。その際、オンライン申請もぜひご利用ください。

図表2 被保険者資格取得届の記入例

被保険者1	① 被保険者整理番号	ヤマダ		ハナコ		⑤ 生年月日	昭和	0	2	0	5	1	2	⑥ 種別	② 男 ③ 女 ④ 扶養者	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 扶養者(基金)	
	⑦ 氏名	山田		花子		⑧ 取得(該当)年月日	昭和	0	4	1	0	0	1	⑨ 被扶養者	⑩ 無	1. 有	
	⑪ 取得区分	① 健康・障害 ② 経済困難 ③ 雇用関係 ④ 前保証種	0	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X			
	⑫ 報酬月額	⑬ (請求)	100,000		⑭ (合計) ⑮ (⑭)												
	⑯ (課税)	⑰ (課税)															
⑱ 住所	日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 (注1)																
						⑲ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 ① 70歳以上被用者該当 ② 二以上事業所勤務者の取得 ③ 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) ④ 退職後の継続雇用者等の取得 ⑤ その他()										
							理由: ① 海外在住 ② 労務者 ③ その他()										

■ 3. 従業員向けの説明の仕方

パートタイマー等で働く人は、配偶者の扶養の範囲内で働いているケースが少なくありません。扶養から外れて被保険者になることで、何がどう変わるのか、不安を感じているかもしれません。そこで、保険料が今後どのくらいかかるのか、また加入することでどのようなメリットがあるかなどを丁寧に説明しましょう。厚生労働省が出しているガイドブックを活用するのも便利ですが、ここでは社内向けの説明資料としても利用できる案内例をご紹介します。パワーポイント等で作成する際の参考としてください。なお、案内例の図表は厚生労働省の「社会保険適用ガイドブック」から一部抜粋しています。

(1) 新たな加入対象者（参考1）

前述した4つの要件を紹介します。賃金については、時折、残業代や通勤手当が含まれると誤解される人もいますので、それらは含まれないことをあわせて説明しましょう。

参考1 新たな加入対象者

新たな加入対象者	
以下のすべてにチェックが入った方が対象です！	
<input checked="" type="checkbox"/>	週の所定労働時間が20時間以上ある
<input checked="" type="checkbox"/>	月額賃金が88,000円以上ある
<input checked="" type="checkbox"/>	2カ月を超える雇用の見込みがある
<input checked="" type="checkbox"/>	学生ではない

(2) 社会保険について

社会保険にどのような種類があるか、理解されていない場合もあります。健康保険と厚生年金保険があること、40歳以上の場合は介護保険料が発生することも説明しましょう。

(3) 社会保険料の支払方法

これまで国民年金・国民健康保険に入っていた人は口座振替等で納付していましたが、今後は給与から天引きされることとなります。また、どのくらいの保険料がかかるか、いくつか事例を挙げてみてもよいでしょう。

(4) 配偶者の扶養の範囲内で働いている人向け（参考2）

これまでは、社会保険において配偶者の扶養の範囲内として働きたい場合は年収を130万円未満に抑える必要がありました。これからは年収106万円（月額8.8万円）以上など一定の要件を満たすと本人が被保険者となることを伝えます。

参考2 配偶者の扶養の範囲内で働いている人向け

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

• これまで130万円以上で配偶者の被扶養者になれませんでした、
今後は年収106万円（月額8.8万円）が基準となります。

● 保険料のご負担

① 本人負担なし

106万円
以上

厚生年金保険・健康保険加入

① 会社 12,500円/月

② 本人 12,500円/月

● 年金支給
厚生年金に加入するため年金が増額されます。

基礎年金(終身)

厚生年金(終身)

※金額は一例であり、年収106万円(月収8.8万円)の例です。
出所：厚生労働省「社会保険適用拡大ガイドブック」より

(5) 年金のメリット (参考3)

厚生年金保険に加入することで、老齢・障害・死亡の3つの保障が充実する点については、ぜひ説明しましょう。老齢年金については、高い関心があると思いますので、増える年金見込額などを紹介してみてもよいでしょう。

令和4年4月からの改正として、65歳以上70歳未満で年金を受給しながら厚生年金保険に加入して働くと、毎年1回、10月に年金額が改定され、1年間の加入月数分が増額となります(在職定時改定)。比較的に高齢者が多い事業所では、さらに手厚くなった年金のメリットを伝えるのもよいでしょう。

さらに、将来の年金についてもっと詳しく知りたい方へは、「ねんきんネット」で試算できることも伝えておきましょう。

参考3 年金のメリット

老齢基礎年金 月額約65,000円(年額約780,000円)[※]

※40年間加入した場合の満額。
※60歳を超えた方を含め、加入期間が40年に満たない場合は、厚生年金保険に加入すると、年金額を増やすことができます。

+

増える報酬比例部分の年金額(月額)の目安

年給給与 加入期間	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
1年	500円	600円	800円	1,000円	1,300円
5年	2,500円	3,200円	4,300円	5,100円	6,600円
10年	5,000円	6,400円	8,700円	10,200円	13,300円
15年	7,500円	9,600円	13,000円	15,300円	20,000円
20年	10,000円	12,900円	17,400円	20,500円	26,600円
25年	12,500円	16,100円	21,800円	25,600円	33,300円
30年	15,000円	19,300円	26,100円	30,700円	40,000円



出所：厚生労働省「社会保険適用拡大ガイドブック」より

(6) 医療保険のメリット (参考4)

健康保険の被保険者となることで、業務外の事由による病気やケガで連続して3日以上働けないときに4日目から受け取れる「傷病手当金」や、産休中に働かず給与がもらえないときに対象となる「出産手当金」といった給付金が受け取れるようになります。具体的な給付例など入れてもよいでしょう。

参考4 医療保険のメリット

医療保険のメリット

<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px; border-radius: 10px;">傷病手当金</div>  <p>病休期間中、 給与の2/3相当を支給</p> <p>標準報酬月額98,000円の場合、 30日分として、約6万5000円が支給</p>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px; border-radius: 10px;">出産手当金</div>  <p>産休期間中、 給与の2/3相当を支給</p> <p>標準報酬月額98,000円の場合、 98日分として、約21万3000円が支給</p>
--	---

(7) 相談窓口など

これらの資料を社内説明会用として使用する場合は、別途、個別面談を設ける旨や、不明点などの相談窓口・担当者等について案内しておくともよいでしょう。

以上は、従業員へ説明会等を行う場合の資料についてですが、時間をかけることができない場合など、社内周知の例として、**参考5**のような案内も参考にしてください。

・・・

社会保険に加入できる求人は、採用面においても魅力アップにつながります。この機会をむしろ積極的に活用し、企業の人材採用や定着につなげていきましょう。

参考5 案内文の例

社会保険の加入について

令和4年10月1日より、法律の改正によって、以下の条件に該当するパートタイマーの方は、新たに社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することになりました。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 月額賃金が88,000円以上であること
- (3) 同一の事業所に継続して2カ月を超える雇用の見込みがあること
- (4) 学生ではないこと

現在、配偶者の扶養となっている方も対象となります。社会保険料は、11月給与から毎月天引きされます。

社会保険に加入するメリット

①年金のメリット

厚生年金保険に加入することで、老齢・障害・死亡の3つの保障が充実します。老齢年金は基礎年金部分に加えて報酬比例部分が加算されません。

(例) 年収106万円の場合

	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額 (目安)
20年間加入	月額8,100円	月額9,000円 (年額108,300円) × 終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,500円 (年額54,100円) × 終身
1年間加入	月額8,100円	月額450円 (年額5,400円) × 終身

②医療保険のメリット

健康保険に加入することで、病気やケガで働けないときに受け取れる「傷病手当金」や、産休中に働かず給与がもらえないとき受け取れる「出産手当金」等の給付が受けられるようになります (一定要件あり)。

具体的な保険料等については、個別に通知します。ご不明な点があれば、人事総務部〇〇まで、お問い合わせください。

以上

日本法令ビジネスガイド 2022年5月号

「社会保険適用拡大に伴う 事前チェックと従業員への説明の仕方」より

【著者プロフィール】 佐佐木 由美子（ささきゆみこ）

グレース・パートナーズ社労士事務所代表。米国企業日本法人を退職後、社労士事務所等の勤務を経て平成17年に開業し現在に至る。著書に『採用と雇用するときの労務管理と社会保険手続きがまるごとわかる本』（ソーテック社）、その他、NIKKEI STYLE やダイヤモンド・オンライン等の連載、新聞・雑誌に取材記事等多数あり。ワークスタイル・ナビ（ブログ）（<https://www.workstyle-blog.jp/>）も更新中。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパンサクセスネット事務局
